庁 中 一 般 出 先 機 関

総社市広報そうじゃ発行規程等の一部を次のように改正する。

令和7年3月10日

総社市長 片 岡 聡 一

(総社市広報そうじゃ発行規程の一部改正)

第1条 総社市広報そうじゃ発行規程(平成17年総社市訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた 部分に改める。

改 正 後	改 正 前
第6条 広報に関する事務は、 <u>政策調整課</u> において処理する。 第7条 各課長(所長,室長,局長その他これらに相当する職を含む。)は、 広報登載事項を取りまとめ、所定の期日までに <u>政策調整課長</u> に送付するも のとする。	

(総社市出張所処務規程の一部改正)

第2条 総社市出張所処務規程(平成17年総社市訓令第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた 部分に改める。

改 正 後	改正前
(山手出張所等における専決事項及び代決)	(山手出張所等における専決事項及び代決)
第2条 略	第2条 略
2 略	2 略

改 正 後

- 3 前項の場合及び事案が市長、副市長又は部長の決裁に係る場合には、<u>ワ</u>ンストップ課長を経由するものとする。
- 4及び5 略

(山手出張所等における文書処理)

第5条 山手出張所等における文書の処理については、総社市文書規程(平成17年総社市訓令第13号。以下「文書規程」という。)の例による。この場合において、文書規程中「課長」とあるのは「出張所長」と、「課のかしら文字」とあるのは「山出」又は「清出」と読み替えるとともに、市長、副市長、<u>あたたか市民部長</u>の決裁となるものについては、<u>ワンストップ</u>課長を経由するものとする。

改 正 前

3 前項の場合及び事案が市長、副市長又は部長の決裁に係る場合には、<u>市</u> 民課長を経由するものとする。

4及び5 略

(山手出張所等における文書処理)

第5条 山手出張所等における文書の処理については、総社市文書規程(平成17年総社市訓令第13号。以下「文書規程」という。)の例による。この場合において、文書規程中「課長」とあるのは「出張所長」と、「課のかしら文字」とあるのは「山出」又は「清出」と読み替えるとともに、市長、副市長、市民生活部長の決裁となるものについては、市民課長を経由するものとする。

(総社市防火管理規程の一部改正)

第3条 総社市防火管理規程(平成17年総社市訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた 部分に改める。

改 正 後 改 正 前

(委員会の組織)

第4条 略

2 委員長は副市長を、副委員長は教育長及び政策監を、委員は総合政策部長、総務部長、危機管理監、あたたか市民部長、文化スポーツ部長、保健福祉部長、産業部長、建設部長、環境水道部長、消防長、教育部長、議会事務局長及び危機管理課長並びに消防法(昭和23年法律第186号)第8条第1項の規定により定めた防火管理者(以下「防火管理者」という。)をもって充てる。

(委員会の組織)

第4条 略

2 委員長は副市長を、副委員長は教育長及び政策監を、委員は総合政策部長、総務部長、市民生活部長、文化スポーツ部長、保健福祉部長、産業部長、建設部長、環境水道部長、消防長、教育部長、議会事務局長及び危機管理室長並びに消防法(昭和23年法律第186号)第8条第1項の規定により定めた防火管理者(以下「防火管理者」という。)をもって充てる。

(総社市事務決裁規程の一部改正)

第4条 総社市事務決裁規程(平成17年総社市訓令第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この

条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後							 改]	 E 前				
						+						
 別表(第13条	川丰(笠13条題絃)						別表(第13条関	目係)				
1 人事に関する							 人事に関する 					
事項	副市長	部 長	課長	合 議	摘要		事項	副市長	部 長	課長	合 議	摘要
略		7.1	771		7,7 = 7		略	H-1 + 4	117 4 2	77.		7,7 2
2 病気休暇及	同上	同上	同上	職員課	人間ドック		2 病気休暇及	同上	同上	同上	総務課	人間ドック
び特別休暇等				長 (消防	受診及び勤		び特別休暇等				長 (消防	受診及び勤
の承認, 育児				本部及	続表彰等に		の承認, 育児				本部及	続表彰等に
休暇及び育児				び消防	係る特別休		休暇及び育児				び消防	係る特別休
休業の承認に				署にあ	暇の承認は,		休業の承認に				署にあ	暇の承認は,
関すること。				っては,	上記1の区分		関すること。				っては,	上記1の区分
				消防総	による。						消防総	による。
				務課長)							務課長)	
3 旅行命令及				研修に			3 旅行命令及				研修に	
びその復命に				係る復			びその復命に				係る復	
関すること。				命のみ,			関すること。				命のみ,	
(1) 県内	部長	次長	課長補佐	職員課	研修に係る		(1) 県内	部長	次長	課長補佐	日本一	研修に係る
		課長(相	(相当職	<u>長</u> (消防	旅行命令は、				課長(相	(相当職	<u>優しい</u>	旅行命令は、
		当職を	を含む。)	本部及	部長は総務				当職を	を含む。)	市役所	部長は総務
		含む。)	以下	び消防	部長,課長は				含む。)	以下	推進室	部長,課長は
		非常勤	会計年度	署にあ	職員課長(消				非常勤	会計年度	<u>長</u> (消防	日本一優し
		特別職	任用職員	っては、	防本部及び				特別職	任用職員	本部及	い市役所推
			(一般行	消防総	消防署にあ					(一般行	び消防	進室長(消防
			政 事 務 (事務補	務課長)	っては,課長					政事務	署にあ	本部及び消した思います。
			助)を除		は消防総務 課長)					(事務補助)を除	っては, 消防総	防署にあっては,課長は
			助 / と 原 く。)		旅行命令(依					助 が を 除 く。)	務課長)	消防総務課

	改正	後	改 正 前
(2) 県外(外 部長 国旅行を除 非常 く。) 特別	勤下	頼)書は主務 課長(別に旅 行依頼につ いて,決裁を 得たものに 限る。)	(2) 県外(外 国旅行を除 く。) 部長 非常勤 特別職 次長以 下 会計年 度任用 職員(一 般行政 事務(事 務補助) を 除 く。) 長) 旅行命令(依 頼)書は主務 課長(別に旅 行依頼について,決裁を 得たものに 限る。)
4 旅行依頼に ○ 関すること。 5 所属職員の 各係への配置 に関すること。 c	0		4 旅行依頼に ○ 関すること。 5 所属職員の ○ 各係への配置 に関すること。
6 所属職員の 事務分担を定 めること。 略 2 及び3 略			6 所属職員の 事務分担を定 めること。 略 2 及び3 略

2及び3 略

4 個別的な事務に関する事項

部 名	部長の専決事項	課名	課長の専決事項
総合政策部	1 重要施策に関する 基本方針の樹立のための調査に関すること。 2 新市まちづくり計画に関する重要なこと。 3 合併後の総合調整に関する重要なこと。	政策調整課	1 重要施策に関す る資料の調査及び 収集に関するこ と。 2 新市まちづくり 計画に関する軽易 なこと。 3 合併後の総合調 整に関する軽易な こと。

 2及び3
 略

 4
 個別的な事務に関する事項

部 名	部長の専決事項	課名	課長の専決事項
総合政策部	1 重要施策に関する	政策調整課	1 重要施策に関す
	基本方針の樹立のた		る資料の調査及び
	めの調査に関するこ		収集に関するこ
	と。		と。
	2 新市まちづくり計		2 新市まちづくり
	画に関する重要なこ		計画に関する軽易
	と。		なこと。
	3 合併後の総合調整		3 合併後の総合調
	に関する重要なこ		整に関する軽易な
	と。		こと。

	改正		改 正 前	
	4 広報紙の発行,市 勢要覧の発行及びそ の他広報に関する軽 易なこと。	4 各種統計調査員 の委嘱等に関する こと。 5 諸統計の作成及 び報告に関するこ と。 6 世論の調査及び 聴取に関するこ と。 7 定例的な広報広 聴に関すること。	整に関する重要なこと。	4 各種統計調査 の委嘱等に関する こと。 5 諸統計の作るる 5 諸報告に関する 子による 子にと。の関するると 1 調整とと論の関すると を定関的なこと。 3 聴に関すること。
総務部	1 条例,規則等の運 用及び疑義事項の解明に関すること。 2 一時借入金の借入れに関すること。 3 市債関すること。 3 市に関すするこの借入がに関するこのがでは 4 普別での提出に関すること。 5 建設すること。 5 に関すること。 6 市税等の納期限の 延長及び滞納処分の	※務課 1 文書の収受,発 送,配布及び完結 処理に関するこ と。 2 市議会の議決結 果の通知等に関す ること。 3 行政資料に関す ること。	用及び疑義事項の解 明に関すること。 2 一時借入金の借入 れに関すること。 3 市債の許可及び借 入れに関すること。 4 普通交付税の算定 に用いる資料の提出 に関すること。 5 建設工事等の入札 等に関すること。 6 市税等の納期限の	1 文書の収受,発 送,配布及び完結 処理に関すること。 2 市議会の議決結 果の通知等に関する。 3 行とと。 3 行とと。 4 通勤手当,扶当 で関すること。 5 職員の福利厚生

改	 E 後	改 正 前	
執行に関すること。 7 固定資産の価格の 修正(地目訂のに等理 由が明確なもこと。 8 固定資産評価補助 員に関すること。 9 職員の研修実施に 関すること。		執行に関すること。	目談に関 E任用職 所政事務 り)に限
あたたか市 1 自治組織等への支		市民生活部 1 自治組織等への支	
<u>民部</u> 援に関すること。	プ課 本台帳に関する諸	 	
2 市民運動の啓発推		2 市民運動の啓発推	
進及びコミュニティ		進及びコミュニティ	
に関すること。 3 まちづくり協議会	の処理に関するこ	に関すること。	
3 まりつくり協議会 に関する重要なこ	と。 2 個人番号の通知	3 まちづくり協議会	
に関りる里女なこ	及び個人番号カー		
4 人権啓発事業の企			

改正	後	改 正 前
画立案及び連絡調整 に関すること。 5 住宅新築資金等資 合を及び生活する。 6 生活交通体系の をと。 6 生活交通体系の 存在に関すること。 7 交通安全運動る 発推進に関すること。 8 住居表示のすると。 8 住居表に関すること。 9 国民健康保険の第三 者加害行為に関する こと。 10 国民健康保険資	ること。 3	改 正 前 画立案及び連絡調整 に関すること。 5 住宅新築資金等貸 付金及び生活改善資 金の償還に関すること。 6 生活交通体系の確 保に関すること。 7 交通安全運動の啓 発推進に関すること。 8 住居表示の啓発及 び実施に関すること。
A確認書 (特別療養) の交付に関すること。 11 電子計算事務の 調整に関する重要な こと。	9 人口動態に関すること。 10 死産届の処理, 埋火葬許可証の交 付及び斎場の使用 許ら。 11 出張所に関すると。 12 電話案内及内に 関すること。 12 電話総ととって 関すること。 13 住居表示を必 要とする建物その	

改正	後	 前
が 市名 進課	他関14に療及こ15被定 16に時支と 7療ののと 14に療及こ15被定 16に時支と 7療ののと 18に受す 1のと 保に 国る及に 関理る自許。漂物こ人す。 展給査関 康格こ康育祭す 齢認保す 金届達 時す びに 関連る 1 のと 保児費る 者書険る 事等に 運る 得関 を軽 1 のと 保児費る	人権・まちづくり課と。

改正		改正	 前
	2 自治組織等の a と a と a と a を a を a を a を a を a を a を		2 成と 3 会に 4 関と 8 市民 8 市

改 正 後	改 正 前
	8 住民記録の入力及び入力及び入力変備保管質がある主と。 9 人とと。 10 死産届の処理, 埋火葬許場ので付及びに関すること。 11 自動車臨時運行のおこと。 11 自動車臨時運行のおこと。 12 出よ。 13 電がとと。 14 住まる建めると、一方内の名に関すること。 14 住するがとと、一方内の名に関すること。 15 漂流物ととの他工作物のとに関すること。 15 漂流物の処理に関すること。
保健福祉部 健康増進課	略 保健福祉部 1 国民健康保険の被保険者に対する第三者加害行為に関すること。 健康医療課係る療養給付、療養者の審査請求及で支給に関すること。 2 国民健康保険資格 び支給に関すること。

		T	
改正	後	改正	前
		確認書(特別療養)の	2 国民健康保険被
		交付に関すること。	- 保険者資格の認定
1 各種健康診断及び		3 各種健康診断及び	に関すること。
予防接種の実施計画		- 予防接種の実施計画	3 国民健康保険に
に関すること。		に関すること。	- 係る出産育児一時
2 保健衛生の啓発推		4 保健衛生の啓発推	金及び葬祭費の支
進に関すること。		進に関すること。	給に関すること。
3 社会福祉団体の育		5 社会福祉団体の育	4 後期高齢者医療
成指導に関するこ		成指導に関するこ	の資格確認書等の
ے ل		と。	交付及び保険料の
4 社会福祉施設の運		6 社会福祉施設の運	徴収に関するこ
営及び指導監督に関		営及び指導監督に関	<u>ك</u> .
すること。		すること。	5 国民年金事務に
5 民生委員,児童委		7 民生委員,児童委	関する諸届等の受
員及び民生委員推薦		員及び民生委員推薦	理及び進達に関す
会に関すること。		会に関すること。	<u>ること。</u>
<u>6</u> 社会福祉法人の指	1 健康診査費用の	8 社会福祉法人の指	6 健康診査費用の
導監査等に関するこ	免除に関するこ	導監査等に関するこ	免除に関するこ
と。	と。	と。	と。
7 社会福祉連携推進	2 精神保健及び精	9 社会福祉連携推進	7 精神保健及び精
法人の指導監査等に	神障害者福祉に関	法人の指導監査等に	神障害者福祉に関
関すること。	する法律(昭和 25	関すること。	する法律(昭和 25
8 高齢者福祉計画及	年法律第 123 号)	<u>10</u> 高齢者福祉計画	年法律第 123 号)
び介護保険事業計画	第 33 条に規定す	及び介護保険事業計	第 33 条に規定す
の実施に関するこ	る医療保護入院に	画の実施に関するこ	る医療保護入院に
と。	必要な市長の同意	と。	必要な市長の同意
9 在宅福祉支援事業	に関すること。	11 在宅福祉支援事	に関すること。
の調整に関するこ	3 高齢者の予防接	業の調整に関するこ	8 高齢者の予防接
٤.	種手帳の交付に関	٤.	種手帳の交付に関
<u>10</u> 要介護認定に関	すること。	<u>12</u> 要介護認定に関	すること。
すること。	福祉課 1 戦傷病者, 戦没	すること。	福祉課 1 戦傷病者, 戦没
11 介護保険料の徴	者遺族,引揚者及	<u>13</u> 介護保険料の徴	者遺族,引揚者及
収猶予、減額及び免	び留守家族の援護	収猶予,減額及び免	び留守家族の援護

改正		改正	
改 正 除に関すること。 12 介者険額のする 12 利形で、介者保担関関連に 2 所ので、介力を、 13 支ーで、ので、 13 支ーで、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので	等に関すること。 2 等に関することの 2 金の に と 見 関 で と の と に 接 で と 宅 に 金 の と で を で で と で で と で で と で で と で で と で で か か ら と で で で と で で で と で で で で と で で で で と で	改 正 除に関すること。 14 別護負に 介著 保護 自 に 別 を と。 14 別 で の で の で の で の で の で の で の で の で の で	等に関すている。 2 金のは、 2 金のは、 3 書別は、 をできますがのと者に、 4 のと、 5 医でする。 1 のと、 5 医でする。 1 のでは、 6 では、 7 では、 8 では
渡しに関すること。	台帳の整備に関す	渡しに関すること。	台帳の整備に関す

改	正後			改正	前	
改	解る 曽 び 文びるを 系扱る 曽 立 化現こ除 るいこ	実と 7 除 のと 9 及売と 1 きに	設等と 8 に 9 地 10 財状とく 11 埋及ひ。 11 埋及ひ	正 で	前	実と 7 除 8 のと 9 及売と 10 書 11 うに 2 理 3 水理 4 水偏に 株関害可 獣ヤ可 獣す 本国 2 で 2 で 2 で 2 で 3 水理 4 で 2 で 3 水理 5 で 3 で 3 で 3 で 3 で 3 で 4 で 4 で 3 で 4 で 5 で 5 で 6 で 6 で 7 に が 7 で 8 のと 8 のと 9 及売と 10 書 11 うに 2 理 13 水理 14 水偏に 15 で 5 で 5 で 5 で 5 で 5 で 5 で 5 で 6 で 6 で
	文化財課	理に関すること。 14 ため池及び揚 水施設等の台帳設				理に関すること。 14 ため池及び揚 水施設等の台帳設

改正	後	改正	前
	及関する。 理主とにする。 理主とに事会。 をとに事会。 を対すないと。 のにのにのにのにのにのののと動性にのにのにのにのののと、 ののと等する施にのののと団にのののと団にのののと団にのいる。 を対する地にのののと団にののと団にのる。 を対する関調。高使こり、 を対する関連にのる。 を対する関調。高使こり、 を対する関連にのる。 を対する関調を表します。 を対する関調を表します。 を対する関調を表します。 を対する関調を表します。 を対する関連を表した。 のると対した。 のるのと対した。 のるのと対した。 のるのと対した。 のるのと対した。 のるのと対した。 のるのと対した。 のるのと対した。 のるのと対した。 のるのと対した。 のるのと対した。 のるのと対した。 のるのと対した。 のるのと対した。 のるのとが、 のるの。 のるの。 のるの。 のるの。 のるの。 のるの。 のるの。 のるの。 のるの。 のるの。 のるの。 のるの。 のるの。 のるの。 のるの。 のるの。 のるの。 のるの。 のるのの。 のるののの。 のるののの。 のるののののの。 のるのののののののののの		観光 で で で で を で を で を で を で を で を で を で を で を で を で を で を で を で の の の を の の の を の の の を が の の を が の の を が の の を が の の を が の の の を が の の を が の の を が の の を が の の の を が の の の を が の の の の の の の の の の の の の

改正	後		改 正	前
略備考略	略	略備考略		8 文化財に関する 軽易な行事,講習会,研究会等に関すること。 9 開発事業に係る 埋蔵文化財の取扱い及び調整に関すること。(1,000 max) 本満) 略

(総社市職員任用規程の一部改正)

第5条 総社市職員任用規程(平成17年総社市訓令第20号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(委員会の組織等)	(委員会の組織等)
第5条 略	第5条 略
2 委員長は副市長,副委員長は政策監及び教育長,委員は総務部長及び <u>職</u>	2 委員長は副市長,副委員長は政策監及び教育長,委員は総務部長及び <u>総</u>
<u>員課長</u> をもって充てる。	<u>務課長</u> をもって充てる。
3~5 略	3~5 略

(総社市職員職名規程の一部改正)

第6条 総社市職員職名規程(平成17年総社市訓令第21号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(職員の職) 第3条 職員の職名は、次のとおりとする。	(職員の職) 第3条 職員の職名は、次のとおりとする。
部長,参与,検査参与 <u>,危機管理監</u> ,次長,館長,課(所,園,室,場,局,センター)長,課(室)長代理,主幹,社会教育主幹,課(所,園,	
室、場、局、センター)長補佐、係長、主査、主任、主事、社会教育主事、社会福祉士、技師、保育士、保健師、作業療法士、理学療法士、看護師、	センター)長補佐、係長、主査、主任、主事、社会教育主事、社会福祉士、技師、保育士、保健師、作業療法士、理学療法士、看護師、栄養士、生活
栄養士、生活相談員、支援員、自動車運転手、業務員、学芸員、司書及び	

(総社市職員分限懲戒等審査会規程の一部改正)

調理員

第7条 総社市職員分限懲戒等審査会規程(平成17年総社市訓令第22号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改正前
(会務の処理)	(会務の処理)
第5条 審査会の事務は、 <u>職員課</u> において処理する。	第5条 審査会の事務は、 <u>総務課</u> において処理する。

(総社市自動車事故等処理規程の一部改正)

第8条 総社市自動車事故等処理規程(平成17年総社市訓令第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号を加える。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

	改	正	後		改	正	前
(審査会等) 第2条 略				(審査会等) 第2条 略			

改 正 後	改正前
2 前項の場合において、事務処理のため特に必要があると認めたときは、	2 前項の場合において、事務処理のため特に必要があると認めたときは、
市長は、職員課長に必要な調査を命ずるものとする。	市長は、総務課長に必要な調査を命ずるものとする。
(委員)	(委員)
第6条 第4条第1項に規定する委員は、次に掲げる職にある者をもって充	第6条 第4条第1項に規定する委員は、次に掲げる職にある者をもって充
てる。	てる。
$(1)\sim(3)$ 略	(1)~(3) 略
(4) <u>あたたか市民部長</u>	(4) <u>市民生活部長</u>
$(5)\sim(10)$ 略	(5)~(10) 略
<u>(11)</u> 職員課長	
<u>(12)</u> 略	<u>(11)</u> 略
<u>(13)</u> 略	<u>(12)</u> 略
<u>(14)</u> 略	<u>(13)</u> 略
(15) 略	(14) 略
2 略	2 略
(庶務)	(庶務)
第12条 審査会の庶務は,職員課において処理する。	第12条 審査会の庶務は,総務課において処理する。
7)),

(総社市職員表彰規程の一部改正)

第9条 総社市職員表彰規程(平成17年総社市訓令第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた 部分に改める。

改 正 後	改 正 前
第6条 略 2 略 3 審査員は,総合政策部長, <u>あたたか市民部長</u> ,文化スポーツ部長,保健福祉部長,産業部長,建設部長及び環境水道部長をもって充てる。	第6条 略 2 略 3 審査員は,総合政策部長, <u>市民生活部長</u> ,文化スポーツ部長,保健福祉 部長,産業部長,建設部長及び環境水道部長をもって充てる。
第8条 審査の庶務は、職員課において処理する。	第8条 審査の庶務は、総務課において処理する。

改 正 後	改 正 前

(総社市職員研修委員会規程の一部改正)

第10条 総社市職員研修委員会規程(平成17年総社市訓令第27号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(会務の処理)	(会務の処理)
第5条 委員会の事務は、 <u>職員課</u> において処理する。	第5条 委員会の事務は、 <u>日本一優しい市役所推進室</u> において処理する。

(総社市電子計算機管理運用規程の一部改正)

改

īF.

第11条 総社市電子計算機管理運用規程(平成21年総社市訓令第2号)の一部を次のように改正する。

後

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた 部分に改める。

改

TF.

前

(管理体制) 第3条 本市におけるすべてのネットワーク,情報処理システム及び情報資産の取扱いに係る事務を統括する最高責任者として,最高情報統括責任者を置き, <u>あたたか市民部長</u> をもって充てる。 2~4 略	
(業務の委託等) 第8条 業務所管課の長は,電子計算機処理を伴う業務を外部に委託するときは,契約書に,総社市契約規則(平成17年総社市規則第45号)第16条に規定するもののほか,次の各号に掲げるデータの保護に関する事項を明記するとともに,当該契約の相手方から当該事項を遵守する旨の契約書等を提出させなければならない。 (1)~(3)略	(業務の委託等) 第8条 業務所管課の長は、電子計算機処理を伴う業務を外部に委託するときは、契約書に、総社市契約規則(平成17年総社市規則第45号)第16条に規定するもののほか、次の各号に掲げるデータの保護に関する事項を明記するとともに、当該契約の相手方から当該事項を遵守する旨の契約書等を提出させなければならない。 (1)~(3)略

改 正 後	改 正 前
(4)特定個人情報(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下この条において「番号法」という。)第2条 <u>第9項</u> に規定する特定個人情報をいう。以下この条において同じ。)	(4)特定個人情報(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下この条において「番号法」という。)第2条 <u>第8項</u> に規定する特定個人情報をいう。以下この条において同じ。)
(5)及び(6)略	(5)及び(6)略
(7)番号法第2条 <u>第10項</u> に規定する特定個人情報ファイル	(7)番号法第2条 <u>第9項</u> に規定する特定個人情報ファイル
2及び3略	2及び3略

(総社市新型インフルエンザ等対策本部規程の一部改正)

第12条 総社市新型インフルエンザ等対策本部規程(平成25年総社市訓令第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた 部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(連絡会議の組織)	(連絡会議の組織)
第8条 略	第8条 略
2 会長に保健福祉部長,副会長には <u>健康増進課長</u> をもって充てる。	2 会長に保健福祉部長,副会長には <u>健康医療課長</u> をもって充てる。
3及び4 略	3及び4 略
(庶務)	(庶務)
第10条 本部及び連絡会議の庶務は、 <u>健康増進課</u> において処理する。	第10条 本部及び連絡会議の庶務は, <u>健康医療課</u> において処理する。

(総社市指名選定及び契約審査委員会規程の一部改正)

第13条 総社市指名選定及び契約審査委員会規程(平成28年総社市訓令第3号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

	改	正	後		改	正	前
(組織)				(組織)			

改 正 後	改正前
第3条 略	第3条 略
2 略	2 略
3 委員は、総合政策部長、総務部長、あたたか市民部長、文化スポーツ部	3 委員は、総合政策部長、総務部長、市民生活部長、文化スポーツ部長、
長,保健福祉部長,産業部長,建設部長及び環境水道部長をもって充てる。	保健福祉部長、産業部長、建設部長及び環境水道部長をもって充てる。

(総社市デジタルで人にやさしいまち推進本部設置規程の一部改正)

第14条 総社市デジタルで人にやさしいまち推進本部設置規程(令和6年総社市訓令第3号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(組織)	(組織)
第3条 略	第3条 略
2 略	2 略
3 本部員は,総合政策部長,総務部長, <u>あたたか市民部長</u> ,文化スポーツ	3 本部員は,総合政策部長,総務部長,市民生活部長,文化スポーツ部長,
部長,保健福祉部長,産業部長,建設部長,環境水道部長,消防長及び教	保健福祉部長,産業部長,建設部長,環境水道部長,消防長及び教育部長
育部長をもって充てる。	をもって充てる。
4 略	4 略
(庶務)	(庶務)
第7条 本部の庶務は、 <u>デジタル推進課</u> において処理する。	第7条 本部の庶務は, <u>デジタル化推進室</u> において処理する。

附則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。